

くらしの情報

information

◆ 国民年金保険料免除の所得基準が一部緩和、若年者納付猶予制度開始

国民年金保険料の免除の所得基準が見直され、今まで免除に該当しなかつた方も、新しい基準では該当する可能性があります。

また3歳未満の方は、本人（配偶者を含む）の所得が一定以下の場合は、申請により月々の保険料納付が猶予されます。

失業や所得が少なくなつたために保険料を納めるのが困難なときは、未納のままにしないで保険料の免除・猶予申請をしましょう。

また3歳未満の方は、本人（配偶者を含む）の所得が一定以下の場合は、申請により月々の保険料納付が猶予されます。

受付した月の翌月からです。

役場本庁または鶴田・薩摩総合支所の町民係で手続きをしてください。

※給付金の支給は、請求書を

受付した月の翌月からです。

お問い合わせ先

失業や所得が少なくなつたために保険料を納めるのが困難なときは、未納のままにしないで保険料の免除・猶予申請をしましょう。

また3歳未満の方は、本人（配偶者を含む）の所得が一定以下の場合は、申請により月々の保険料納付が猶予されます。

受付した月の翌月からです。

さつま町の情報サービス

『さつま町』では、ホームページを開設しました。ホームページでは、町民の皆さんと関わりの深い町の様々な情報をリアルタイムに提供します。

また、情報サービスの一環として、情報交流サイト「さつまてんがらなび」も開設しました。このサイトでは、趣味やスポーツの同好会、同じ意見や悩みを持った人同士でサークルを作成することができます、サークル内の意見交換や情報交換を行なうなど、お互いのコミュニケーションを図ることができます。

◆さつま町の『旬』の情報をリアルタイムに提供◆

さつま町ホームページ

アドレス <http://www.satsuma-net.jp>
(携帯) <http://www.satsuma-net.jp/m>



◆「コミュニケーション」の場◆

さつまてんがらなび

アドレス <http://www.tengara.satsuma-net.jp>
(携帯) <http://www.tengara.satsuma-net.jp/m>



※「さつまてんがらなび」では、サークルの募集を隨時行っています。あなたがサークルのリーダーとなって自分のサークルを運営してみませんか？ ○お問い合わせ先 情報システム係 ☎ 52-1281

障害がある場合は、特別障害給付金が請求できますので、役場本庁または鶴田・薩摩総合支所の町民係で手続きをしてください。

※給付金の支給は、請求書を

受付した月の翌月からです。

お問い合わせ先

町民課町民係

☎ 0020-53-0020

◆宮之城伝統工芸センターまつり

工芸センターまつり

『宮之城伝統工芸センターまつり』が開催されますのでお越しください。

○期日 5月1日(日)

午前9時～午後3時

○場所 宮之城伝統工芸センター

竹製品販売・竹細工1日入門教室・たけのこ鍋無料試食会など

○お問い合わせ先 宮之城伝統工芸センター

☎ 0020-52-1313

介護保険料～月額保険料の基準額は3,600円～

新町における平成17年度の介護保険料については、介護保険事業計画策定委員会で検討されてきました。近年の介護給付費の推移と17年度の見込みを基に月額保険料の基準額は3,600円に決定されました。

◆平成17年度の介護保険料

町名	介護保険料 (標準月額保険料)	さつま町での 介護保険料
旧宮之城町	3,500円	3,600円
旧鶴田町	3,300円	(標準月額保険料)
旧薩摩町	3,600円	

所得段階	対象者	保険料率	月額保険料
第1段階	生活保護の受給者及び老齢福祉年金の受給者で世帯全員が町民税非課税の方	基準額×0.5	1,800円
第2段階	本人及び世帯全員が町民税非課税の方	基準額×0.75	2,700円
第3段階	本人が町民税非課税の方(世帯内に町民税課税者がいる)	基準額	3,600円
第4段階	本人が町民税課税者で合計所得が金額が200万円未満の方	基準額×1.25	4,500円
第5段階	本人が町民税課税者で合計所得金額が200万円以上の方	基準額×1.5	5,400円

※新町における介護保険の被保険者証は、平成17年5月中に更新を行う予定です。それまでは、現在お持ちの被保険者証をご使用ください。(平成17年3月22日以降に要介護認定を受けた方については、認定結果のお知らせと併せて被保険者証を送付します。)